

議案第 30 号

平成 25 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成 25 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,215,075 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		864,865 ^{千円}
	1 使用料	864,864
	2 手数料	1
2 国庫支出金		32,251
	1 国庫補助金	32,251
3 財産収入		17,826
	1 財産売払収入	1
	2 財産貸付収入	17,825
4 繰入金		501,161
	1 繰入金	501,161
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		264,962
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑収入	264,960
7 市債		534,000
	1 市債	534,000
歳入	合計	2,215,075

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,763,052 ^{千円}
	1 運 営 費	1,016,300
	2 施 設 整 備 費	746,752
2 公 債 費		447,023
	1 公 債 費	447,023
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		2,215,075

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北部市場 施設整備事業	千円 534,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 、当該見 直し後 の年度に おける 利率と する。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。